

取引で「あれ？」と思ったら、

フリーダイヤルをご利用ください。

不当な取引 ゼロゼロ 110番

0120-060-110

- ※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
- ※受付時間 10:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
- ※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
- ※相談の有無、相談内容の秘密は厳守します。
- ※**匿名での相談も可能**です。

例えばこんなとき

買ったたき

減 額

支払遅延



下請法の運用基準を改正しました!

労務費、原材料費、エネルギーコスト等

コストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、下請法の運用基準を**改正**しました

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

「買ったたき」の事例に該当するものとして、以下を追加。

5 買ったたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、**価格の交渉の場において明示的に協議することなく**、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく**、従来どおりに取引価格を据え置くこと。



こんなお悩み、ありませんか？ もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらえますか？ 約束した日までに代金は全額支払われていますか？ 発注後に値引きを要求されたことはありますか？ 貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先による下請法違反行為かもしれません。 このシートを使って、チェックしてみましょう。

- 取引先は、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性**について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。
- 取引先は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者**に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）。
- 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内に下請代金を全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払＝1か月超）
- 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる**。
- 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生したにもかかわらず、その費用を負担しない**。

1つでもチェックが付いた場合には、取引先が下請法に違反している可能性があります。公正取引委員会では下請法に関する疑問・質問にお答えいたします。フリーダイヤル0120-060-110をご利用ください。



「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。

下請事業者が匿名で、「買ったとき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるホームページを開設しました。いただいた情報は、下請法上の定期調査での対象業種や調査票の送付先の選定などに活用させていただきます。

中部事務所HP (https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html) から3クリックでアクセス！

